

中標津町子育て支援事業について

〔第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画とその取組状況について〕



基本理念 『地域で育つ 地域で育てる 未来の力』

～世代を超えてみんなが笑顔で自信をもってくらせる町～

第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7～11年度）では、第2期計画の主旨を継続し、子育てにやさしい、世代を超えてみんなが笑顔で暮らせるまちづくりのため、幼児期の教育や保育、その他の子育て支援に係る施策を推進しています。

令和7年度の取組状況は次のとおりです（※カッコ内は前年度との比較）。

※計画内容は町ホームページ（QRコード）をご覧ください。



● 主な取り組み

基本目標1

子育て家庭を応援・支援する環境づくり

すべての親が安心して子育てができ、子どもたちがたくさん笑顔に支えられながら健やかに成長できるように、教育・保育の質の向上や子育て支援全体の体制充実をめざします。

□子育て支援体制の充実

子育て支援体制の一層の充実を図る

地域で育てる 未来の力

ため、継続して子育て世代包括支援センター事業に取り組んでいます。

※子育て世代包括支援センター事業

妊産婦および乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から切れ目のない支援を提供する体制を構築します。

中標津町では、保健センターと児童センター「みらい」で事業を実施しています。また、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を児童センターの職員が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を継続して実施し、令和7年度は120件（▲1件）の家庭を訪問しました。



子育てサークル運動会のようす

□病児保育事業

子どもの病気により集団保育が困難な期間において、一時的に子どもの預かり保育を行う事業を町立中標津病院内で実施し、令和7年度は64世帯（+3世帯）が登録し、延べ134人（+20人）が利用しました。

□ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業

ファミリー・サポート・センター事業とは子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）とお手伝いができる人（提供会員）が会員組織をつくり、会員相互の信頼関係のもとに地域全体で子育てを応援する仕組みです。提供会員として幅広い年齢層が登録し、最近は送迎サポートの利用も増えていきます。一時預かり事業と合わせて子ども園かば

に委託し、令和7年度は依頼会員・提供会員合わせて499世帯（▲24世帯）が登録し、延べ186人（▲65人）の利用がありました。また、一時預かり事業は、延べ690人（▲237人）が利用しました。

計根別子ども館「えみふる」でも一時預かり事業を実施しており、令和7年度は延べ76人（▲27人）が利用しました。

□幼稚園型一時預かり事業

幼稚園に一時預かり事業を委託し、3歳児以上の保育卒の拡充を図っています。令和7年度の利用人数は、公立の計根別幼稚園も合わせ、5幼稚園で延べ6,455人（▲948人）が利用しました。

□援助を必要とする家庭支援

障がいをもつ児童・保護者が安心して生きる一時的預かりサポートとして、令

和7年度は障がい児等日中一時支援事業で延べ172人（▲58人）、また、放課後等デイサービスは延べ5,023人（+459人）が利用しました。

基本目標II

次代を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育む環境づくり

子どもたちが多様な文化活動に触れる機会を児童館から発信するとともに、地域と連携し児童健全育成に努めます。

□児童館活動

子どもたちの豊かな人間性と創造性を育むことを目的に、地域の方々が趣味・特技を通して技術を伝える「チャイルドアドバイザー事業」のほかに、児童館菜園「たがやし隊」事業など、地域の方々とも子どもたちの顔が見える関係づくりをめざし実施しています。



じどうかん祭りのようす

□中高生生の活動支援

児童センター「みらい」は、平日20時まで開館し、軽スポーツやダンスなど中高生がさまざまな活動に利用しています。また、ひろばを開設してゲームなどを行い、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいます。

□放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、小学1～3年生を対象に各児童館・児童センターでの受け入れを実施しています。令和7年度は276人(▲4人)の登録がありました。また、高学年児童の居場所を確保するため、児童館の利用時間を最大18時としています。



じどうかんのようす

基本目標Ⅲ

子どもを健やかに生み育てる環境づくり

思春期から妊娠、出産、新生児期、乳児期、幼児期を通じて、総合的に母子保健サービスを実施しています。

□学童・思春期に対する支援

町内の中学3年生を対象に「命の重み」を伝えることを目的とする「赤ちゃんふれあい交流事業」を継続して実施しています。



赤ちゃん交流のようす

□妊娠・出産・新生児への支援

妊娠された方へ妊婦健康診査の助成、産後は産婦健康診査(産後2週間・産後1か月)の助成や赤ちゃんが生まれた家庭への保健師による新生児訪問、産後1年未満の母と子を対象とした心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業を実施しています。

保険適用となった体外受精または顕微授精による不妊治療を受けられた方や、不妊治療と併用して実施した先進医療を受けられた方へ治療費・交通費等の一部助成を行っています。

また、妊娠期から子育て期まで身近な相談・支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」を行うとともに、出産育児用品の購入等の負担軽減を図るため、妊娠届出や出産届出を行った妊婦さんに「妊婦のための支援給付」を行っています(下記参照)。

□健やかな成長・発達への支援

子どもの健やかな成長・発達のため、乳幼児健診・相談、また予防接種の周知、勧奨を継続して実施し、健康増進に努めています。

基本目標Ⅳ

子どもたちが安心して暮らせるまちづくり

子どもたちが安心して暮らせるように、交通安全や防犯等の環境整備のほかに、子どもの人権が尊重されるよう虐待防止に努めます。

妊婦のための支援給付金のご案内

中標津町では、妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるよう、経済的負担の軽減を目的とした「支援給付」を行っています。

対象：妊娠している方

申請：保健センターでの保健師との面談時に受け付けます。

○1回目：5万円 医療機関で妊娠が確定した後、保健センターでの母子手帳交付時

○2回目：5万円 新生児訪問等出産後

提出書類：①妊婦のための支援給付金申請書

②本人確認書類の写し(運転免許証・マイナンバーカード)

③振込先口座名義(妊婦名義の口座のみ)・番号が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し

給付時期：申請書に記載された口座に申請後1か月程で振り込みます。



流産・死産等を経験された方へのご案内

流産・死産でお子さまを亡くされた場合、また人工妊娠中絶を受けられた場合も対象となり、1回目・2回目の給付が申請できますので、役場子育て支援課へお越しく下さい(令和7年4月1日以降の流産・死産等が対象となります)。手続きされる方には、心身の負担やプライバシーに配慮しますので、ご無理のない範囲で面談方法や申請方法等ご相談ください。

※妊娠届出前(母子手帳受け取り前)に流産・死産された方も医師による胎児心拍確認の事実がわかる書類(診断書等)の提示により対象となります。